

令和 7 年度企業等誘致・集積推進事業業務委託 募集要項
(公募型プロポーザル)

1 案件の名称

令和 7 年度企業等誘致・集積推進事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業の目的と概要

大阪市では、大阪経済の活性化に資するため、進出企業との取引を通じたビジネスチャンスの拡大や雇用機会の創出、税収の増加などを目的として、大阪市内へ国内外からの企業等の誘致や再投資を促進するとともに、進出企業等の定着支援などの取組を行っている。

本事業は、成長ものづくり分野、デジタル分野、グリーン・エネルギー分野、ヘルスケア・ライフサイエンス分野などの成長産業分野の企業等を中心に大阪のインセンティブやビジネス環境の魅力などの情報を発信し、様々なネットワークを活用しながら、大阪市への進出案件や投資計画を有するなど大阪市への進出が期待できる企業等の情報収集や掘り起こしを行い、それらの企業等に対してニーズを確認しながら、大阪市へ進出するために必要な支援を効果的に実施することを目的とする。

今般、その目的を達成するため、民間事業者のもつ企業誘致等に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集する。

<参考>

- ・ 大阪の再生・成長に向けた新戦略

https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sinnsenryaku/index.html

- ・ 「関西イノベーション国際戦略総合特区」概要

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000273290.html>

- ・ 「国家戦略特区」概要

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000320671.html>

(2) 業務内容

別紙 1「令和 7 年度企業等誘致・集積推進事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照のこと。

(3) 契約上限額

金 5 4, 2 5 5 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※令和 7 年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

(4) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※契約の締結は、令和 7 年度大阪市予算の成立以降に行う。

(5) 履行場所

受注者が確保する事務所 他

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不相当であると認められる場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約条項

別紙 2 「業務委託契約書」 参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書

面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 参加資格等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 直近 1 ヶ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。

ウ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

オ 適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制が整備されていること。

カ 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

キ 2 つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記アからカの条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。

(ア) 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

(イ) 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

(ウ) 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

(エ) 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

(オ) 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。

(カ) 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

- 公募開始 令和6年12月23日（月）
- 質問受付期限 令和7年1月16日（木）
- 質問に対する回答 令和7年1月24日（金）（予定）
- 参加申請関係書類の提出期限 令和7年1月31日（金）
- 参加資格審査結果通知 令和7年2月7日（金）（予定）
- 企画提案書類の提出期限 令和7年2月17日（月）
- プレゼンテーション審査 令和7年3月4日（火）（予定）
- 選定結果通知 令和7年3月中旬（予定）
- 契約締結・事業開始 令和7年4月1日（火）（予定）
- 事業完了 令和8年3月31日（火）

6 応募手続きに関する事項

（１）質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始日から令和7年1月16日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

「質問書」（様式1）を簡潔に箇条書きで記載し、下記9の提出先まで提出すること。
持参のほかE-mailによる提出を可とするが、E-mailを送付後は必ず電話確認を行うこと。

電話確認を行わなかった場合、質問に回答できないことがある。

※E-mailによる提出の場合は、「件名」に「質問：令和7年度企業等誘致・集積推進事業業務委託」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和7年1月24日（金）（予定）に経済戦略局ホームページに掲載する。

（２）参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（単独法人等用）（様式2－1）
- (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）
- (ウ) 情報セキュリティポリシー及び情報管理体制に関する資料（様式自由）
- (エ) 使用印鑑届（様式5）
- (オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】
- (カ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
- (キ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）

【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）の納税証明書
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(コ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

※(ク)及び(ケ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

※(エ)～(ロ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式2－1に承認番号を記載すること）。

【共同事業体】

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書（共同事業体用）（様式2－2）

(イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式3）

(ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）

(エ) 情報セキュリティポリシー及び情報管理体制に関する資料（様式自由）

(オ) 使用印鑑届（様式5） ※代表構成員のみ

(カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】 ※代表構成員のみ

(キ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）

(ク) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(ケ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）の納税証明書
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(コ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(サ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

(シ) 共同事業体協定書（写し）【構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されているもの】

※(ウ)～(エ)及び(キ)～(サ)は、構成員となるすべての事業者について提出すること。

※(ケ)及び(コ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

※(オ)～(サ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式3に承認番号を記載すること）。

イ 提出期限

令和7年1月31日（金）午後5時まで（必着）

また、参加申請書類の提出と併せて、下記9のE-mail あてに「件名：令和7年度企業等誘致・集積推進事業業務委託【単独法人等又は共同事業体の名称】」を明記して空メールを送信すること。

ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査の結果通知

すべての参加申請者に対し、令和7年2月7日（金）（予定）に様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

（3）企画提案書類の提出

ア 提出書類

各提出書類については、すべてA4判の用紙で片面印刷により作成し提出すること。
また、用紙本体に対する加工は、印刷・記入以外すべて禁止とする。インデックスや付箋の貼付、ホチキス留めや製本などは行わないこと。

(ア) 公募型プロポーザル企画提案書（様式6-1又は様式6-2）

(イ) 業務実施体制表（様式7）

(ウ) 事業者（共同事業体の場合は構成員となる事業者）の令和元年度以降の同種又は類似業務（官公庁発注による企業誘致関連業務等。以下同じ。）の実績調書（様式8）※実績がある場合のみ

(エ) 予定業務責任者の令和元年度以降の同種又は類似業務の実績調書（様式9）※実績がある場合のみ

(オ) 予定業務責任者及び予定担当スタッフの経歴・従事業務調書（様式10）

(カ) 本業務にかかる提案

※表紙や目次を含めて9枚までとする。（様式自由）

<提案にあたっての留意事項>

○企業誘致の進め方について

仕様書を踏まえ、広報・情報発信、大阪市進出有望企業発掘・アプローチ、進出支援など各ステージを意識しつつ、大阪府や経済団体などとの連携・協力にも踏み込んだ効果的・効率的な企業誘致の進め方について、提案すること。

【提案のポイント】

・情報発信・広報事業

ウェブサイトの管理運営、広報媒体となるパンフレットの企画立案及びそれを活用した効果的な PR に加え、魅力的なコンテンツの作成及び効果的な媒体を活用した効果的な PR 手法について提案すること。

・進出有望企業等情報収集・アプローチ事業

成長産業分野やイノベーション創出環境の構築に資する企業等を中心に、大阪市への進出が期待できる企業等の情報収集及びアプローチ方法について、仕様書に示す目標件数（大阪市進出有望企業との面談件数 30 件以上）の達成の実現性を明らかにしながら提案すること。

また、大阪への企業立地に関する効果的なプロモーション手法について、具体的な企画案を提示すること。

・企業進出・定着支援事業

大阪市への進出に関する企業への各種サポートやビジネス・サポート・オフィス（BSO）の運営など、発注者と日々連携した活動を行う必要がある業務であることを前提に、支援体制等について、仕様書に示す目標件数（事業用物件の提供社数 35 社以上かつ紹介物件の成約件数 3 件以上）の達成の実現性を明らかにしながら提案すること。

なお、外国企業などの誘致に際しては、商習慣の違いなど母国の事情を一定認知し、英語や中国語などの語学力を有する人員配置が必要なことも考慮すること。

・その他

大都市圏における企業誘致として、多様な産業集積や都市インフラなど、大阪という都市の持つ多様な機能に着目した企業誘致の取組方法があれば記載すること。

○参考 過去の実績

令和 4 年度：支援した企業の大阪市内への進出決定 16 件、再投資決定 3 件

令和 5 年度：支援した企業の大阪市内への進出決定 19 件、再投資決定 3 件

(キ) その他補足資料（様式自由、提出の必要がある場合のみ）

※表紙や目次を含めて 7 枚までとする。

(ク) 提案見積及び積算根拠（様式自由）

イ 提出部数

正本（上記 6（3）ア（ア）～（ク）） 1 部（記名したもの）と

副本（上記 6（3）ア（ア）～（ク）） 5 部

※副本には記名せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

ウ 提出期限

上記 **6（2）エ** の参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和 7 年 2 月 17 日（月）午後 5 時まで（必着）

エ 提出方法

提出期限までに下記 **9** の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出も可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者において受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

（1）プレゼンテーション審査

ア 実施日時

令和 7 年 3 月 4 日（火）（予定）

※詳細は、上記 **6（2）エ** の参加資格審査結果通知に記載する。

イ 実施場所

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号

アジア太平洋トレードセンター（ATC）0's（オズ）棟南館 4 階

大阪市経済戦略局 会議室（予定）

ウ 内容・方法等

- ・本審査では、**6（3）ア** の提出書類を使用する。
- ・参加者が行うプレゼンテーションは、上記 **6（3）ア** の提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等機材の使用は不可とする。
- ・参加者は、本審査において、20 分以内でプレゼンテーションを行うこと（時間厳守）。参加者からのプレゼンテーション後、質疑応答を行う。質疑応答の時間は 15 分程度を予定しているが、内容に応じて前後する場合がある。説明時間と質疑応答時間を含めて、1 者あたり 35 分程度を予定している。
- ・参加者は 1 者あたり 3 名以内とする。なお、予定業務責任者は必ず参加すること。共同事業体の場合も同様とする。
- ・プレゼンテーションは、予定業務責任者の属する事業者等が行うこと。

※実施日時、実施場所、説明時間等については、変更する可能性がある。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(2) 選定基準・方法

項目		基準	配点
内容・手法	理解度・企画力	①業務の目的や内容を十分に理解し、的確に提案に反映しているか	10
		②企業誘致業務にかかる適切な現状分析ができているか	10
	有効性・確実性	①提案は具体的で説得力のあるものか	10
		②成果が見込める提案となっているか	10
		③業務を実施するにあたり、スケジュール等無理のない提案であるか	10
	実績・ノウハウ・オリジナリティ	①企業誘致業務に関する実績やノウハウがあるか	10
		②企業誘致業務に必要な知識・経験、ノウハウを有する人材の確保は可能か	10
		③独創的な手法やアイデアなど、創意・工夫が見られるか	10
運営・経費		①業務を確実かつ円滑に遂行する体制（人数・専任性・機動性・フォロー体制）が確保されているか	10
		②積算内容に妥当性があるか	10
合計（委員1名あたり）			100

ア 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、外部有識者が構成される有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全委員の合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

イ 全委員の合計点が最も高い提案者が2者以上（同点）の場合

(ア) 「有効性・確実性」項目合計の得点が高い者を受注予定者とする。

(イ) 「有効性・確実性」項目合計の得点が同じ場合は、「実績・ノウハウ・オリジナリティ」項目合計の得点が高い者を受注予定者とする。

(ウ) 「実績・ノウハウ・オリジナリティ」項目合計の得点も同じ場合は、「理解度・企画力」項目合計の得点が高い者を受注予定者とする。

(エ) 「理解度・企画力」項目合計の得点も同じ場合は、くじ引きにより受注予定者を決定する。

ウ 全委員の合計点が最も高い提案者の評価において、1委員でも評価点が60点未満又は1項目でも0点がある場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

その場合、次に合計点の高い提案者をアの「合計点が最も高い提案者」とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと
- ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること
- コ 見積書に記載の額が上記 2 (3) の契約上限額を超えているもの

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果はすべての参加者に対し、令和 7 年 3 月中旬（予定）に様式 2－1 又は様式 2－2 に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、経済戦略局ホームページに掲載する。なお、参加者が共同事業体の場合は、共同事業体名称及び構成員となるすべての事業者名についても公表する。

8 その他

- (1) 本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和 7 年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受注予定者において損害が生じても、発注者はその損害について一切負担しない。
- (2) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案書等は、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) すべての提出書類は返却しない。
- (5) 提出された書類等は、審査・受注予定者選定用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。
- (6) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、発注者より指示があった場合は、この限りではない。
- (7) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務につ

いては、発注者と協議を行い策定する仕様にに基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。

- (8) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (9) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、1 委員でも評価点が 60 点未満又は 1 項目でも 0 点がある場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

9 提出先、問い合わせ先

担当：大阪市経済戦略局企画総務部総務課（調達担当）

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号

アジア太平洋トレードセンター（ATC）0's（オズ）棟南館 4 階

電話：06-6615-3719

E-mail：keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp

受付については、午前 9 時から午後 5 時までとし、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（令和 6 年 12 月 29 日から令和 7 年 1 月 3 日まで）及び月曜日から金曜日の午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。